

決 定 要 旨

被 審 人（住所）神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目 12 番地

（名称）日本ビクター株式会社

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 7 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 7 億 760 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 9 月 15 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 7 月 14 日

金 融 庁 長 官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- (別紙1) 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実
金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていた会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、
第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び半期報告書(以下「開示書類」という。)を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成19年 6月27日	第118期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成18年4月1日 ～平成19年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲12,531百万円であるところを▲7,891百万円と記載	・減損損失の不計上 ・費用の過少計上 ・引当金の過少計上等
2	平成20年 12月26日	第120期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書	平成20年4月1日 ～平成20年9月30日 の中間連結会計期間	中間連結 損益計算書	連結中間純損益が▲12,155百万円であるところを▲8,095百万円と記載	・費用の過少計上 ・引当金の過少計上等
3	平成21年 6月24日	第120期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成20年4月1日 ～平成21年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲16,520百万円であるところを▲10,307百万円と記載 連結当期純損益が▲33,336百万円であるところを▲24,350百万円と記載	・減損損失の不計上 ・費用の過少計上 ・引当金の過少計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

第2

平成19年7月24日、第118期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年8月10日、107,693,000株の株券を35,000,225,000円で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

○ 法令の適用

別紙 1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文、第 176 条第 2 項

番号 2

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

番号 3

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文

番号 2 及び同 3 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

旧金融商品取引法第 172 条第 1 項、第 3 項、金融商品取引法第 5 条第 1 項、第 4 項、第 176 条第 2 項

○ 課徴金の計算の基礎

別紙 1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、被審人の第 118 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（4,608,547 円）

が

② 3,000,000 円

を超えることから、4,608,547 円について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切り捨てて 4,600,000 円となる。

番号 2 及び同 3

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 120 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (2,310,773 円)

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である
1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 120 期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000$ 円

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000$ 円

となる。

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

旧金融商品取引法第 172 条第 1 項第 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、

平成 19 年 7 月 24 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$35,000,225,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 700,004,500$ 円

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満を切り捨てて、700,000,000 円となる。